

(照会先)
独立行政法人国立病院機構
近畿グループ
担当：参事（人事担当）水野
人事係長 金本
電話 06-4790-8388

令和 7 年 5 月 28 日
独立行政法人国立病院機構
近畿グループ担当理事部門

職員の懲戒処分について

国立病院機構奈良医療センターにおいて、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第92条第7号に基づく懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事 案 の 概 要	<p>行為者は、令和6年5月頃から被害者に対して、侮辱または名誉棄損に該当する発言を複数回行い、これにより被害者は精神的な苦痛を受け、就労環境を悪化することとなった。</p> <p>これらの言動が7項目に渡って職場におけるパワー・ハラスメントと奈良医療センター内で認定されたので懲戒処分を行った。</p> <p>※被害者の心情に配慮し、パワー・ハラスメントの具体的な内容は公表を差し控えさせていただきます。</p>
処 分 年 月 日	令和 7 年 5 月 27 日
処 分 量 定 等	(行為者) 独立行政法人国立病院機構奈良医療センター 行為者 看護管理者 (40歳代) 量定：停職3日間